

# 人権侵害及び国際犯罪に関わる国際法上の企業の責任

稲角光恵

- 一 はじめに
- 二 企業の国際法上の主体性と国際法
  - 1 私人としての企業
  - 2 企業に直接適用される国際法
- 三 企業活動を規制する規範を生成する国際的な試みの例
  - 1 OECD多国籍企業ガイドライン
  - 2 多国籍企業の責任に関する規範（二〇〇三年）
  - 3 Ruggie報告書―「保護・尊重・救済」フレームワークと指針原則
- 四 責任追及手段の限界
  - 1 国際的な履行確保制度
    - (1) 国際人権法
    - (2) 国際刑事法に期待する声
  - 2 各国の国内履行確保制度

(1) 国家管轄権への依存

(2) 米国の外国人不法行為請求法と判例

① 法の内容

② 判例

五 おわりに

## 一 はじめに

グローバル化した今日において、企業はその経済的規模においても一国の国家予算に匹敵するものもあり、国境を越えた広範囲かつ多方面の活動を通じて社会に多大な影響を与える存在である。その規模と越境的な性質にも関わらず、企業活動は専ら各国の国内法による規制の対象とされ、企業を直接的に規制する国際的な規範は少ないのが現状である。しかし、企業活動が国際的な問題を生じさせる場合もあり、特に多国籍企業による主に途上国での活動において現地住民に対する人権侵害や国際犯罪に該当する事例が明らかになるとともに、国際法による規制と責任追及を求める声が発せられている。企業が人権侵害や国際犯罪を犯し又は環境破壊をもたらしても、国家が加担し又は無関心である状況がある場合には、各国の国内法及び国内制度を通じた国家による統制という既存のシステムでは不十分であると批判されているのである。近年、企業の社会的責任 (CSR, Corporate Social Responsibilities) が注目されているが、社会的又は倫理的な責任に留まらず、国家による施行や企業自身

の自主的規制に依存しない国際法上のシステムの構築が要求されているのである。既存のシステムを不十分とするこの主張は、究極的には、国際法が直接的に企業に義務を課すことにより企業による人権侵害や国際犯罪の発生の抑止を図るとともに、義務違反については企業の責任を追及する国際制度を完備して被害者の救済を可能とする新システムの構築を求める声と結びついているのである。

国家に依存する既存のシステムの不備が大いに指摘されているのは、大企業が直接的に人権侵害を行う場合に加えて、軍事独裁政権等への協力という形で国家による人権侵害や犯罪の遂行を企業が支援助していている事例においてである。人権侵害や犯罪への関与の程度については個別事例で差があるが、経済的利益を追求する企業活動が人権侵害の発生や犯罪の遂行に大いに貢献している状況を示す事例が批判にさらされているのである。このような実情を踏まえ、国際法学者や国際的な機関の間で企業の責任についての議論が高まっている。

他方で、この議論は企業による人権侵害や犯罪の抑止と被害者の救済の必要性という実際の問題に後押しされつつも、国際法学上の様々な理論的な問題に直面し難航しているのである。国際法に反する犯罪や人権侵害について、企業は国際法上責任を負うか。そもそも国際法上、企業の責任という概念は存在するのかが問題となる。経済のグローバル化に伴い、多数国間企業が国境を越えて活躍の場を広げて社会活動に大きな役割を果たす中、国際法上の企業の扱いが問われているのである。確かに今日の課題として国際法による企業の規制を求める声がある一方で、その実現においては理論上も実務上も様々な問題が存在する。これは、国際法が伝統的にも国家を主要な主体としてきたものであることにも起因する。企業に対して人権侵害の責任を追及する上では、①企業の国際法上の主体性の問題に関する意見対立、②企業を直接的に規制する国際法規範が極めて少ないこと、③国際法上の企業責任の概念の有無に関する意見対立、④責任追及を行う国際的な履行確保制度の欠如、など様々な

な問題が挙げられる。本稿では企業を規制する新しい国際法を求める傾向に注目しつつ、企業を直接的に規制することに於いての国際法の限界と課題について検討する。

## 二 企業の国際法上の主体性と国際法

### 1 私人としての企業

国際法が直接的に企業活動を規制することの難しさを理解する上では、まず企業が国際法上どのような位置づけにあるか把握する必要がある。これは国際法上の主体性の問題でもある。

そもそも企業、又は会社とは、設立地の国の法にしたがつてつくられ、そうした設立準拠法地または主たる事業の所在国の国籍をもち、利益獲得を目的として活動する国内法上の法人<sup>①</sup>であり、経済的利益を追及する国内法上の法人格であり、株主の利益のために存在する。企業は、国際法上の主体としては自然人とともに「私人」として扱われるが、生身の自然人とは異なり、人工的な法人格であり、自ら肉体や意思又は思考を持たない点で国家と同じく擬制的主体である。しかし、国家とは異なり、直接的に人民又は公衆に対して法的又は政治的責任を持たない存在である。伝統的国際法の時代には私人は国際法上の主体性は認められず、主に国籍国又は所在地国の管轄権行使下にあった。私人を起因とする国際的な請求は国籍国の外交的保護を通じて行われたのであり、私人が国際法上直接的に権利義務を負い請求を行うことはなかったのである。

現代国際法は、「私人」にも国際法上の主体性を認め、特に自然人に関しては、その権利を保護する国際人権法や、義務を定め責任を追及する国際刑事法及び国際人道法を発展させている。しかし、自然人と同じく「私人」の括りにある企業にどの程度の国際法上の主体性が認められるかは諸学説で対立のあるところである。「国際法は企業に特定の人権享有を認めつつも、国際刑事法上の法的義務の担い手としては一般的には認めない<sup>(1)</sup>」との解釈を示す者がいるのに対して、逆に、国際人権法が直接的に企業に義務を課していると主張する学者もいる<sup>(2)</sup>。後に紹介する Ruggie 報告書においても、国際法上の企業の主体性に関しては時代により変化が見られることが指摘されている。学説では企業の国際法上の主体性と、国際法が直接的に企業に義務を負わせる可能性について肯定的な見解が増えつつあるが、多くの説は国際法上の企業の主体性が否定されるわけではないという消極的な肯定説であり、可能性を示唆するにとどまっていることから、国際法の現状はそのような可能性を最大限に追求しているとは言い難い状況にある。次に企業に関わる国際法の現状を見てみよう。

## 2 企業に直接適用される国際法

結論を述べるならば、既存の条約は企業活動を対象とした条文を幾つか定めてはいるが、基本的にはそのような非国家主体の行動を規制するよう国家に義務を課すものであり、条約自体は国家を通じて間接的に企業活動を規制するに留まる。国際労働機関（ILO）が制定した諸条約のように、直接的に企業を規制する条文を含む条約も若干存在するが極めて例外的であるのが現状である。核施設運営者に核事故についての責任を負わせている核エネルギー分野における第三者責任に関するパリ条約（Paris Convention on the Third Party Liability in the Field

of Nuclear Energy) や、油汚染被害の民事責任に関する国際条約 (International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage) など、危険を伴う活動に関わり企業責任を定めた国際条約の存在は、国際法上の企業責任の法理の論拠と主張されているのである。

企業責任について明記しているこれらの例外的な条約とは別に、企業を義務主体として明記していない条約についても企業は直接的に国際法上義務を課されていると解されるのであろうか。特に、国家を義務主体として規定している人権諸条約が直接的に企業に義務を課していると解釈可能であるか。企業が人権侵害を行った場合には国際法上の責任が発生しうるのであろうか。そのような国際法上の責任はどのように追及可能であろうか。これらの問題点については議論が割れているのであり、今日においては否定的見解が今だ多数派であると見うけられる。現状においては、企業の人権尊重義務は実効的な条約がないため、企業により表明される自発的行動規則や国連グローバルコンパクトといったソフトローに依存している状態であると言える。

他方、慣習法についても、そもそも企業責任の法理が慣習法上認められるか論争があり、企業の国際法上の主体性について積極的に否定はされていないが積極的な肯定もないと思われる。しかし、慣習国際法上の企業責任の法理を否定する判決を米国内裁判所が判示したこともある。<sup>(4)</sup>二〇一〇年、米国の国内裁判所は、キオベル対オランダ石油会社事件において、慣習国際法上の企業責任を否定する判決を下した。後述するように本事件は、これまで外国人不法行為請求法に基づき企業責任が認定されてきた先例を覆す、衝撃的な判決として米国内でも注目を集めている。

### 三 企業活動を規制する規範を生成する国際的な試みの例

前章で明らかにしたように企業を直接的に義務主体と定める条約の存在は少ない。そのため、現状では、企業活動を規制するものとしては、法的拘束力はないが国際的な指針を示すソフトローの役割が大きいのである。法的拘束力はない宣言や国際機関の決議等であっても、国際社会の意思を反映したものであることから尊重されるべきと考えられており、企業活動の規制にソフトローとして寄与しているのである。例えばソフトローの一つとして注目されている「国連グローバルコンパクト」(UN Global Compact)は、企業に対して社会的及び倫理的責任を認知させるべく一〇の原則を定めている。後述のOECDガイドラインが国家代表によって議論されて作成されたものであるのに対して、国連グローバルコンパクトは国連事務総長の呼びかけでプライベートセクターによって作成されたものであり、人権法、環境法、労働法、腐敗防止法などを基礎とした一〇の原則によって構成されている。このグローバルコンパクトには、企業、雇用者、被雇用者団体など、非国家主体も加盟することができるとある。これら原則等に体现された価値を尊重すべく企業は自らすすんで活動を自制すべきであり、社会的責任を果たすべきであると考えられている。

企業の人権尊重義務を求める声に応じ、企業の中でも特に多国籍企業の責任に関する国際的な規範を明らかにする努力が幾つかの国際機関において行われた。例えばILOでも雇用者と労働者を含む三者協議等で企業の法的及び社会的責任が議論されて「多国籍企業及び社会政策に関する三者宣言」等の採択があるように、他の国際機関でも企業責任に関する法規範を明らかにする努力が行われたのである。しかし、国連多国籍企業委員会で作成作業を行っていた多国籍企業行動規範は廃案となる等、この問題は争いが多く、国際的な規範を生成する作

業は困難を極めている。それでも幾つか成功した例もあり、中でも注目されるのが、経済協力開発機構（OECD）により作成された多国籍企業ガイドラインと、国連の人権小委員会が作成した二〇〇三年多国籍企業の責任規範、並びに国連事務総長特別代表 Ruggie 教授により作成された Ruggie 報告書が提案したフレームワークと指針原則である。以下で簡単に経緯を紹介しよう。

## 1 OECD 多国籍企業ガイドライン

OECD では、一九七六年に多国籍企業に対する指針たる OECD ガイドライン（Guidelines for Multinational Enterprises of the Organisation for Economic Co-operation and Development）が作成され時代に応じて何度か改正されている。この OECD ガイドラインは法的拘束力のある文書ではないが、このガイドラインを批准した国を本店所在地とする企業を対象として勧告することも可能であり、指針を順守しない会社に関する苦情を締約国が指定する NCP（National Contact Point）に届けることが可能とされるメカニズムが構築されている。さらに OECD は二〇一一年五月にも多国籍企業ガイドラインの改定版を発表しているが、これは後述する二〇〇八年 Ruggie 報告書の影響を受けたものであった。

## 2 多国籍企業の責任に関する規範（二〇〇三年）

国連の人権機関においても企業の責任が議論されてきた。国際法学上画期的とも評されたのが、二〇〇三年に



国連の人権保護及び促進に関する小委員会が作成した多国籍企業の責任に関する規範を提案した報告書<sup>(5)</sup>（以下、二〇〇三年規範）である。この二〇〇三年規範は、「多国籍企業は、～しなければならない（shall）」又は「～してはならない（shall not）」との記述方式を採用しており、多国籍企業を直接名宛人として人権尊重義務を定めたものであった。人権諸条約を批准した国家と同じような義務を多国籍企業に課している点が注視される。このように直接的に多国籍企業の国際的義務を示唆した二〇〇三年規範は、人権活動家からの歓迎と企業側の困惑を招きつつも諸国からの積極的な支持も少なく、その後、国連人権委員会内でも議論が紛糾した結果、あらためて企業の国際的義務と責任について国際法の状況を明白にするため、特別報告者を任命し研究を推進することが二〇〇五年に決定されたのである。これが次に紹介するように特別報告者John Ruggieが報告書を作成することへとつながったのであった。このように二〇〇三年規範はそれ自体が法の解明という目標達成上成功したというよりは、後のRuggie教授による調査への道を作った点においてその影響力が評価されており、企業の国際法上の直接責任を提唱する学者に論拠を与えた点は実は見すごされがちである。

### 3 Ruggie報告書——「保護・尊重・救済」フレームワークと指針原則

国連事務総長の特別代表として人権と多国籍企業の問題についての報告書作成を任命されたJohn Ruggieは、二〇〇五年から二年間の間に国際法の現状を明確にすることを委任されて詳細な調査を行った。その後、二〇〇七年にRuggieの任務延長が決定され、国際法の現状把握に加えて勧告を行うことも委ねられた。これに基づき、Ruggieは数年にわたり毎年報告書を提出したが、最も注目されたのが二〇〇八年報告書<sup>(6)</sup>である。

二〇〇八年 Ruggie 報告書は、「保護・尊重・救済」フレームワーク (“Protect, Respect, Remedy” Framework) を提案し、これを支持するよう人権理事会に対して勧告を行った。これを受けて、人権理事会は Ruggie の提案を歓迎することを全会一致で決定したのである。<sup>7)</sup> 二〇〇八年 Ruggie 報告書は、その後、前述の OECD のガイドラインや、組織の社会的責任のガイドラインを定めた ISO 二六〇〇規格の制定に大きな影響を与えたのであった。

Ruggie 報告書が提案した「保護・尊重・救済」フレームワークは、三つの柱によって構成されている。第一に、国家は国家自身が人権尊重の義務を負うとともに、適切な政策や規制及び司法を通じて、企業を含む第三者による人権侵害から保護する義務を負っている。第二に、企業も人権を尊重する責任があること、第三に、人権侵害の救済措置の実効性を高める必要があることを強調している。企業は、その企業活動において人権を侵害しないよう適切な注意 (due diligence) を払わなければならないと述べられているのである。

二〇一一年、Ruggie の最終報告書<sup>8)</sup>が提出された。二〇一一年 Ruggie 報告書は、「『保護・尊重・救済』国連フレームワークを実施するためのビジネスと人権に関する指針原則」(Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations ‘Protect, Respect and Remedy’ Framework) を定めている。<sup>9)</sup> この指針原則は、三一の原則を列挙しており、第一から第一〇までが国家の義務について定め、第一一原則から第二四原則において人権に関する企業の責任を定めている。これら指針原則は国際法の立法ではなく、既存の基準と慣行をまとめたものと評価されている。例えば、企業責任の部分において、Ruggie 報告書は「企業は、すべきである (should)」との語を用いており、法的な直接的義務を示唆する「shall」といった語を用いていない点が注目される。Ruggie 報告書は、現状において国際法が企業に直接的な義務を負わせていると解することに問題があることを踏まえて、

提案を行っていることが見て取れるのである。

Ruggieが提唱した指針原則においては、救済措置への被害者のアクセスを高めるべく国家と企業に様々な要求が行われている。国家に対しては、保護する義務の一旦として、自国の領域内又は管轄内で企業による人権侵害が生じた場合に被害者が効果的な救済を求められるよう、司法・行政・立法上の適切な措置を講じなければならず（第二五原則）、特に国際司法制度において裁判拒否とならないよう法的及び実務的な障害を排除すること（第二七原則）に努めるべきとしている（第二六原則）。また、司法制度以外の救済措置も示唆されているのである（第二七原則）（三一原則）。そこで、次章では既存の救済措置、すなわち履行確保制度についてみてみよう。

#### 四 責任追及手段の限界

本章では企業の責任追及の手續に関する既存の制度を概括しよう。この点で注意しなければならないのは、責任追及の手段は、多様なレベルがあることである。国際・国内レベルでの制度、刑事・民事手續の違いがある。国際レベルにおいても、国際人権法システムか国際刑事法システムかで異なるのである。

## 1 国際的な履行確保制度

## (1) 国際人権法

結論を述べるならば、企業に対して人権遵守を義務化し、その義務の履行確保を図るという点においては、ILOを除外して考えるならば、現在の国際人権法には大きな限界がある。国家報告制度や国家通報制度、個人通報制度、国際的な人権委員会等による各種の審査制度など、国際人権法上の履行確保システムは多々あるが、それらは総じて原則として国家を相手として履行確保を図るものであるからである。国家は自国の管轄下で人権保障を確保する義務の一部として、企業を含めた私人の行動を規制することを要求されている場合もあるが、基本的に国際法は義務主体として国家を主眼として構築されたシステムであることに変わりはない。したがって、国際人権法上の履行確保制度は、企業を名宛人としたシステムとなっていないのである。これらの履行確保制度において人権侵害等を行った企業への対処としては、国籍国又は領域国など当該企業に対して管轄権を行使しようとする国家に対して規制を促すことに留まり、直接的に企業に働きかける道はないと考えられる。

また、そもそも既存の国際人権法は、国家主権の尊重と、人権実施における各国の政策決定に依存する部分が多く、各国の自由裁量の余地が大きい。すなわち強制力を伴う履行確保制度が少ないのである。このような中、国際刑事法の方が強制力を有する裁判機関を実現させていることから、企業も自然人と同様に私人と考えるならばシステム基盤が同じであるとして、企業責任については人権法より刑事法で語る方が容易であるとの意見が出てくるのであった。

(2) 国際刑事法に期待する声

企業を名宛人とする上では国際人権法システムには限界があることを明らかにしたが、企業責任法理の熱心な支持者から熱い期待を受けているのが、各種の国際的な刑事裁判機関の設立をもたらしただけに近年急速に発展した国際刑事法の履行確保制度である。戦争犯罪や人道に対する罪を犯した又は幫助した企業など、国際刑事法に違反した行為に関わった企業の責任の追及が期待されているのである。しかし注意しなければならないのは、注目されている国際刑事法の履行確保制度は自然人を対象としており、企業を処罰対象として定めていない点である。例えば、国際刑事裁判所 (International Criminal Court, 以下 ICC) は ICC 規程第二五条一項により管轄権の対象を自然人に限定しているため、企業主体に及ばない。ICC 規程の起草段階では、フランスの提案により法人に対しても管轄権を行使することが検討されていたが、最終的には同案は削除され、自然人のみが処罰対象と規定された経緯がある。起草作業の当時、立証問題や会社内の上司の責任など新たに検討を必要とする多数の問題を孕んでいることに加えて、企業責任について普遍的な基準が存在するか疑わしかったことや、各国の国内刑事法システムにおいて企業の刑事責任の概念が導入されていない国が多数存在することから ICC が原則とする補完性の原則が有効に機能しないこと等、様々な理由から同案は排除されたのであった。<sup>(10)</sup>しかし依然として ICC に企業に対する管轄権を与えることを好ましいとして ICC 規程の改正を要求する主張もある。

## 2 各国の国内履行確保制度

## (1) 国家管轄権への依存

前章で明らかにしたように企業活動を直接的に規制する条約は数少ないため、基本的に人権諸条約や国際法上の犯罪を禁止する諸条約の批准を通じて義務を負った国家が、自国の管轄権の行使を通じて領域内外の企業活動を規制しているのである。しかし国家管轄権の行使に依存している履行確保制度では十分ではないとの批判もあるので、以下で国家管轄権に依存した国内履行確保制度の問題点を見てみよう。

そもそも国内法上、企業の責任について定めがない国や、犯罪について企業を裁く管轄権を自国の裁判所に付与していない国も存在する点が、国家管轄権の行使に依存できない理由として挙げられている。企業自体に対する責任法理が存在しない又は管轄権を定めていないアルゼンチンやドイツ、インドネシア、スペイン、ウクライナなどの国々では、企業の個人構成員が訴追されるが、そのような訴追は企業の直接的な訴追よりも力が弱く、会社の末端の構成員に責任を負わせることにより企業自体の責任と損失を回避するような結果を企業内で高める虞れがあるとの批判もある。

他方、犯罪について企業を裁く管轄権を有する国においても、領域外の行為について、又は現地法人や子会社の行為について、会社を裁くことへの躊躇が諸国にみられるため、国家による管轄権行使に依存すべきではないとの考えもある。企業の刑事責任の概念、法の域外適用など、法整備が必要な複雑な問題があるのであり、ヨーロッパにおいても企業責任について統一的なEUF法は存在していないのである。この点、法改正を提唱する学者も存在する。

国内の訴訟法などの法的問題が障害である場合もあるが、多くの場合、それはそのような行為についての国家当局の関心の薄さや訴追意思の欠如や、人権問題よりも貿易を優先する考えが障害であったりする。企業活動を規制することが海外投資の減少をもたらすのではと躊躇する姿勢も諸国が企業活動の規制に消極的な一因ともなっている。そもそも、国際法上の問題とされる程の重大な人権侵害や犯罪が発生する国は、多くは戦争や内戦により制度崩壊している国や経済的に困窮している国が多く、法システムが脆弱又は存在しない場合もあるので、属地的管轄権の行使が行われない可能性がある。領域国が管轄権を行使しないこのような場合、企業本拠地国が訴追を拒否したならば、被害者にとっては効果的な救済の道はほぼ閉ざされてしまうのである。

また、人権侵害や国際犯罪について企業の民事責任を追及する上での障害としては、親会社に責任追及することの困難さに加えて、内部組織構造と意思決定手続の情報が不可欠であるにも関わらず被害者が情報入手することが困難であることも挙げられる。

以上のように国家管轄権の行使に消極的な事情が諸国にあるとして国際的な履行確保制度の確立が求められている。しかし、そもそも直接的に国家に義務を負わせる国際条約自体さえ少ない現況において、直接的に企業責任を追及可能な国際的な履行確保制度を成立させることは難しいであろう。現状においては、各国の管轄権の行使をいかに促進するかが有効な対策として考えられる。さらに、人権侵害や国際犯罪が発生している領域国が途上国特有の問題とともに管轄権行使が期待しがたい場合には、先進国の国内裁判所に期待の目がそがれている。国家管轄権に依存する既存の制度の範囲内で最大限の成果を上げる上では、特に多国籍企業の国籍国による域外管轄権の行使が求められているのであり、この期待にこたえるべく、欧州議会では、EU諸国の国籍を有する企業がEU域外で行った人権侵害等についても欧州の裁判所に訴えることを許容するような管轄権の制定を検討

しはじめているのである。このように先進国の行使する域外管轄権が国際的な法廷に代わって履行確保制度の役割を担うことを求める主張が学者や実務家の間で展開されているのである。

人権活動家の最大の期待を集めているのが、域外管轄権を行使する米国内裁判所である。米国内裁判所では、国際法上の企業責任の追及が大々的に行われていたのであった。米国の国内裁判所は、外国人不法行為請求法を管轄権の基礎として、国際人権法や国際人道法といった国際法の違反に関わる企業の民事責任について判断を下してきていた。このように国際レベルでのメカニズムが不在であり、多くの国の国内においても企業責任追及を可能とする環境が不整備である中、域外管轄権を行使する米国の外国人不法行為請求法に大きな期待が寄せられていたのである。

## (2) 米国の外国人不法行為請求法と判例

### ① 法の内容

国家管轄権の行使に基づく履行確保制度として注目を集めているのが米国の外国人不法行為請求法を通じた裁判である。外国人不法行為請求法 (Alien Tort Claim Act) 又は Alien Tort Statute<sup>(13)</sup> は、米国の国内法であり、一七八九年に制定された管轄権規定である。同法は一九八〇年にフィラルティガ事件 (Filartiga v. Pena-Irala) において援用条件が詳述されることにより注目を集めた。同法に基づき、戦争犯罪及び人道に対する罪といった「人類の敵 (*hostis humani generis*)」と称されうる慣習国際法の違反について、外国人によって提起された訴訟を扱う管轄権を米国内裁判所が行使している。フィラルティガ事件以降、同法に基づき米国では様々な事件が



提起された。同法は独裁圧政下などで国内救済の道が困難なため絶望していた者達にとつての希望となり、外国において行われた拷問などの人権侵害の被害者達が民事救済を求めて米国内裁判所を頼り判断を求める事件が続出したのである。

外国人不法行為請求法は、原告適格（外国人であること）と訴訟原因（慣習国際法の違反行為）については明文で定めつつ、訴訟対象とされる被告については条件を明文で定めていない。この点、米国最高裁判所は、ソーサ事件（*Sosa v. Alvarez-Machain* 事件、二〇〇四年六月判決<sup>14</sup>）において、「被告が企業又は個人といった私人である場合」には、違反の責任が国際法の範疇であるか否かを検討するよう注意を促したが、被告の適格条件の詳細は同法には明文化されていない。数々の事件が外国人不法行為請求法の下で米国内裁判所に持ち込まれたが、後述のキオベル事件が慣習国際法上の起業責任の概念が確立していないと判示したことにより、企業を訴えることが今後も可能か疑問視されている。この点、米国最高裁判所の判断が待たれているが、仮に最高裁が下級審の当該判決を支持した場合、外国人不法行為請求法はもはや企業活動を規制するための履行確保制度の役割を果たすことはできなくなると考えられる。

## ②判例

外国人不法行為請求法に基づき、企業を相手として訴えている事件が多く存在する。以下で幾つか紹介しよう。一九八〇年代と九〇年代、外国人不法行為請求法に基づく訴訟が多数提起されたが、法人企業が被告として提起されたのは、Unocal事件<sup>15</sup>が最初であった。大石油会社であるUnocalが、軍事独裁政権とのガスパイプライン共同開発事業において、強姦・殺人・その他の暴力を通じて強要された強制労働を、それと知りつつ利用したと

して訴えられた事件である。ミャンマー軍がパイプライン計画に関連してUnocalに対して安全を保障した状況下において、Unocalはミャンマー軍を通じて、パイプライン建設のため現地村人の強制労働を利用したと原告は主張した。原告は、ミャンマー軍が殺人、拷問、強姦（強制労働計画の一部として強姦が犯されていた）を行ったと主張したのであった。これに対して裁判所は、Unocalがミャンマー軍を警備のために雇用しなかったならば強制労働は行われなかったであろうと推測し、強制労働とその利潤についてUnocal側が認識していたことから、十分な悪意が立証されているとしたのである。本件は、外国人不法行為請求法の下での幫助の基準を作り出したとして注目された。

Shell事件は、一九九八年に提訴された事件であり、ナイジェリアのNiger DeltaにおこつたShellの活動から生じた環境損害に対する反対運動を行つていた活動家の拷問及び殺害について、ナイジェリア政府を援助していたShell石油会社が訴えられた複数の事件と関連する。これと同じ状況から発生した事件にウィワ事件<sup>(40)</sup>がある。ウィワ事件は、一九九五年に死刑に処せられたナイジェリアの活動家の遺族を含む集団によつて、Shellを相手として米国裁判所に提起された事件である。原告は、会社が一九九〇年代にナイジェリアの軍事政権に資金及び戦術的支援の供与を通じて協力したことにより、ナイジェリアのオゴニ地域において犯された人道に対する罪及び人権侵害の共犯となったと主張したのである。これらの事件は二〇〇九年に和解が成立したものであるが、一五五〇万ドルという巨額の和解金が報じられたことにより、他の事例で企業による被害を受けた外国人被害者が外国人不法行為請求法を通じた企業責任の追及に高い期待をかける効果をもたらしたのである。

Chiquita事件<sup>(41)</sup>はバナナ生産地のコロンビアで、米国政府によりテロ集団と指定されていた集団であるAUCが行つた拷問、強制失踪、人道に対する罪、戦争犯罪について、会社が同集団への金銭の支払いを通じて共犯と

なったとして、被害者家族が集団で訴訟提起した事件である。AUCは何千人もの市民を殺害し、特にChiquita Brandsの農場で雇用されていた組合員労働者や組合指導者の殺害について責任があるとされている。二〇〇七年三月、Chiquita Brandsは、一九九七年から二〇〇四年にかけてAUCに支払いを行っていたと認めた。本件との関連で会社は米政府による刑事告訴については二五〇〇万ドルの罰金を払うことに同意した。

スーダン長老教会対タリスマン・エナジー会社事件 (Presbyterian Church of Sudan v. Talisman Energy) は、スーダンの長老教会をはじめとする南スーダンの現地住民及び元住民が、スーダン政府及び現地で活動していた法人を訴えたものである。スーダン政府は裁判に参加しておらず、現地で活動していた法人であるタリスマン・エナジー会社 (Talisman Energy) が被告となって争われた事件である。被告のタリスマン・エナジー会社は、カナダ最大の石油及びガスの開発及び生産に携わる会社である。原告は、被告のタリスマン・エナジー会社とスーダン政府によって行われた行為の結果として、集団殺害犯罪、人道に対する罪、及びその他の国際法違反の被害を被ったと主張した。二〇〇九年一月二日、第二巡回区上訴裁判所は、会社が政府の不法行為を幫助する目的でスーダン政府に対して多大な援助を行ったという証拠の欠如により、被告に対して責任を負わせることはできないと結論し、原告敗訴とした下級審の連邦裁判所判決を支持したのであった。二〇一〇年一月四日、最高裁判所は、二〇〇九年判決の見直しを求める原告の動議を意見を述べることなく棄却したのであった。

キオベル対石油会社事件<sup>(9)</sup>は、ナイジェリアの市民達が、オランダ、イギリス及びナイジェリアの企業を相手として提起した民事訴訟である。本件は、オランダのオランダ石油会社 (Royal Dutch Petroleum Company) と、イギリスのシェル会社 (Shell Transport and Trading Company PLC) と、ナイジェリアのシェル会社 (Shell Petroleum Development Company of Nigeria Ltd) の三つの法人を被告としている。訴訟の背景には、ナイジェ

リアのオゴニ地域における石油採掘に反対する住民運動があつた。原告の主張によれば、オゴニ地域での石油採掘が環境に悪影響を与えることを理由として住民が反対活動を組織したところ、一九九三年、被告の企業はオゴニ地域の反対を抑圧するため、ナイジェリア政府に支援を求めた。一九九三年から一九九四年の間、ナイジェリア軍隊は被告企業の援助の下、オゴニ住民に対して攻撃を行い、多数の人権侵害を犯したとされている。オゴニ住民を逮捕し、射殺し、強姦し、財産を略奪し破壊したナイジェリア軍隊を幫助し教唆した責任が被告の企業にあると原告は主張したのである。これらの会社は、ナイジェリア軍に対して、移動手段を提供し、攻撃基地として所有地が使用されることを許可し、食糧を提供し、報酬を支払ってきたのであり、政府による犯罪行為に加担した責任をこれら企業が負うべきであると原告は主張したのである。しかし二〇一〇年九月の上訴審判決で、国際慣習法上の企業責任の概念が否定されたため、原告は敗訴した。本件は、外国人不法行為請求法が対象とするのは自然人に限定され、法人は被告となりえないと、初めて控訴審レベルで判示したことで注目を集めている（地裁レベルではキオベル事件の一週間前に他の事件に対して同様の判断が初めて下されていた）。本判決により、法人を被告として提起されている他の多くの事件が管轄権を否定されることが予想され、大きな影響を及ぼすと考えられている。

## 五 おわりに

本稿では、人権侵害や国際犯罪に関わる企業の責任を追及する国際システムが希求されつつも現時点では国際

法はそのようなシステムを十分に構築する状況に至っていないことを明らかにした。世界的に経済が低迷している現在では、人権保護の観点から企業活動を規制することよりも、いかに経済を成長させるかに世界の関心は払われており、人権保護や国際犯罪の抑止の観点から企業活動を規制する国際法の発達の早急な実現を期待することは難しいとも思われる。しかし汚職や贈収賄、不当な会計操作、知的財産権侵害といった企業で行われる経済犯罪に関しては国際的な取り組みや国際的制度の構築に諸国の積極的な姿勢が見られることから、企業活動を直接的に規制する国際条約が増加する可能性も考えられる。また、二〇一一年 Ruggie 報告書が提案した指針原則が今後どのような影響を与えるか注目されている。このように、条約の増加や、国際機関等が公表する各種の宣言や行動指針等が積み重なることにより、将来的には企業の国際法上の主体性や国際法上の企業責任の概念に関する論争が解消され、国際法が発展することを予想することが可能であろう。

註

- (1) 大沼保昭『国際法——はじめて学ぶ人のための』（東信堂二〇〇五年）、一七五頁。
- (2) “Developments in the Law: Corporate Liability for Violations of International Human Rights Law” *Harvard Law Review* Vol. 114 (2001), pp. 2030-31.
- (3) Nicola Jagers *Corporate Human Rights Obligations: In Search of Accountability* (Intersentia, 2002).
- (4) 慣習法上の企業責任の概念に関する米国内裁判所の見解の検討については、拙稿「米国内裁判所のスーダン長老教会事件とキオベル事件に見る国際法上の企業責任」金沢法学第五三卷二号（二〇一一年三月）、参照。
- (5) UN Doc. E/CN.4/Sub.2/2003/12/Rev.2 (August 26, 2003), “Norms on the Responsibilities of Transnational Corporations and Other

- Business Enterprises with Regard to Human Rights”。ILO条約やOECDガイドラインの影響が二〇〇三年規範にも見られる。吾郷真一「企業の社会的責任の国際法による規制」(第II部第二章)、労働政策研究・研修機構編「グローバル化と企業の社会的責任——主に労働と人権の領域を中心として」労働政策研究報告書四五号(二〇〇五年)所収、四〇〜四一頁、参照。
- (9) UN Doc. A/HRC/8/5, “Report of the Special Representative of the Secretary-General on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises” (7 April, 2008).
- (7) Resolution 8/7 of the UN Human Rights Council.
- (8) UN Doc. A/HRC/17/31, (Report of the Special Representative of the Secretary-General on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises, John Ruggie) “Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations ‘Protect, Respect and Remedy’ Framework”, (21 March 2011).
- (6) See, UN Doc. A/CONF. 183/C. 1/L. 3 (1998), article 23 paras. 5, 6. See also, UN Doc. A/CONF. 183/C. 1/WGGP/L. 5 (1998).
- (8) See, Kai Ambos “Commentary on Article 25”, Otto Triffler ed. *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court: Observers’ Notes, Article by Article* (Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden 1999), p. 478.
- (11) Anita Ramaswamy and Robert C. Thompson, Commerce, Crime and Conflict: Legal Remedies for Private Sector Liability for Grave Breaches of International Law—A Survey of Sixteen Countries (Fato Sept. 2006), p. 13.
- (12) See, Wolfgang Kaleck and Miriam Saage-Maaf “Corporate Accountability for Human Rights Violations Amounting to International Crimes” *Journal of International Criminal Justice* Vol. 8 No. 3 (July 2010), p. 723.
- (13) Alien Tort Statute, 28 U. S. C. *§* 1350. “The district courts shall have original jurisdiction of any civil action by an alien for a tort only, committed in violation of the law of nations or a treaty of the United States.” 外国人不法行為請求法については、ケント・アーン

- ダーソン「国際法違反の不法行為に対する米国連邦裁判所の管轄権——『外国人不法行為請求権法』を中心として」国際法外交雑誌一〇一卷二号（二〇〇二年五月）、森田章夫「外国人不法行為法の法的问题点——国際法上の観点からする分析」ジュリスト一二九九号（二〇〇五年一月一日）、参照。
- (14) *Sosa v. Alvarez-Machain*, 124 S. Ct 2739. ソーサ事件判決については、古賀智久「外国人不法行為法を巡る議論：アメリカ連邦最高裁ソーサ事件判決を契機として」法政論叢四三巻一号（二〇〇六年）、参照。
- (15) *Doe v. Unocal Corp.*, 963 F. Supp. 880 (C. D. Cal. 1997), *aff'd in part and rev'd in part*, 395 F. 3d 932 (9th Cir. 2002).
- (16) *Wiva v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 226 F. 3d 88 (2d Cir. 2000); *Bowoto v. Chevron*, 312F. Supp. 2d 1247 (N. D. Cal. 2004).
- (17) *Doe v. Chiquita Brands International, United District Court District of New Jersey, Class Action Complaint for Damages.*
- (18) *Presbyterian Church of Sudan et al. v. Talisman Energy, Inc.* 453 F. Supp. 2d 633 (2006). Also, *Presbyterian Church of Sudan et al. v. Talisman Energy, Inc.*, 582 F. 3d 244 (2nd Circuit, 2009). 註(4)参照。
- (19) *Kiobel et al. v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 456 F. Supp. 2d 457, 464-65, 467 (S. D. N. Y. 2006). 註(4)参照。